

※受付番号No.

写真  
(3.0×2.5cm)  
(6ヶ月以内撮影)  
1枚を  
添付のこと車両系建設機械運転技能講習受講申込書  
(整地・運搬・積込み用及び掘削用)

フリガナ		旧姓・通称 併記希望の有無	フリガナ	
氏名		有・無	旧姓・通称 併記希望者のみ	
生年月日	年 月 日	電話	—	—
住所	(郵便番号 — )			
受講科目の 一部免除の希望 (該当番号を○ で囲み、資格は コピーを添付 して下さい) 1. 4. 5. は未実施	1. 全科目受講	受講 料	121,000円	テキスト代 会員 0円 非会員 1,716円
	2. 裏面受講科目一部免除欄の1に該当		44,000円	
	3. 同 上 の2に該当		46,200円	
	4. 同 上 の3に該当		49,500円	
	5. 同 上 の4に該当		118,800円	
	6. 同 上 の5に該当		33,000円	
イ・ロ・ハの いずれかに○を つけて下さい	イ. 大型特殊自動車免許又は大型特殊(農耕車限定)をお持ちの方(免許の写しを添付して下さい)			
	ロ. 小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み及び掘削用)運転特別教育(3トン未満)を修了された方(修了証の写しと、大型、中型、準中型又は普通自動車免許の写しを添付して下さい) 上記の教育を修了した後の運転経験年数を記入して下さい。 経験年数 年 月 ~ 年 月 まで(年 月)			
	ハ. 不整地運搬車運転技能講習を修了された方(修了証の写しを添付して下さい)			
	ニ. 車両系建設機械(解体用)運転技能講習を修了された方(修了証の写しを添付して下さい)			
所属	事業所名		電話	
			FAX	
	所在地	〒	建災防山口県支部加入の有無 会 員 非 会 員	
事業主証明又は 所属長証明 ※事業主本人が受講の場合 元請又は同業者による証明	上記の作業経験に相違ないことを証明します。 事業所名 事業所所在地 役職名・代表者氏名 (印)			
講習の一部免除 希望の有無	有・無	備考	本人確認書類の写し及び、技能講習の一部 免除を受けようとする者は、その資格を有する ことを証する書面の写しを添付すること。	※資格確認印

年 月 日

建設業労働災害防止協会山口県支部長 殿

受講案内書記載事項並びに下記の注意事項等を了知の上申し込みます。

申 込 者  
(受講者本人)

- (注) 1. この申込書に記載していただく氏名、生年月日等の各項目は、法律で記入することが定められています。誤りのないよう正確(戸籍に記載されている文字)に記入して下さい。記載事項を訂正する場合は、訂正箇所に二重線を引き訂正すること。(修正テープ等使用不可) 作業経験の訂正は証明印による訂正印を押印すること。  
なお、記入していただいた氏名、生年月日等は、この技能講習の事業以外では一切使用いたしません。
2. ご本人確認のため、受講申込時、公的書面(自動車運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等)の写しを貼付下さい。  
【本人の顔写真のある公的なるものを原則とします】修了証へ旧姓の併記を希望する場合は、戸籍謄本又は抄本のほか、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等の公的書面が必要になります。
3. 遅刻、途中退場、早退等により所定の講習時間を受講しなかった場合は、修了試験を受験できません。
4. 受講料は、受講日から4営業日前(受講当日を除く)までのキャンセル・欠席は、返却いたしません。
5. 写真(3.0×2.5cm、6ヶ月以内撮影、顔正面、無背景、帽子やカギ等の頭や顔を覆うもの不可、裏面に氏名記入)1葉を添付する(貼り付けない)こと。
6. ※印の欄は記入しないこと。

※ 試験成績表					※合否の別	※修了証番号	第 号
学科	走行	作業	一般	法令			
実技	走行の操作		作業装置の操作		計	※修了証 交付年月日	年 月 日
	※記事欄						

2024年1月 改訂

## 講習の範囲及び時間

(学 科)

講 習 科 目	講 習 時 間
走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	4 時間
作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識	5 時間
運転に必要な一般的事項に関する知識	3 時間
関係法令	1 時間

(実 技)

講 習 科 目	講 習 時 間
走行の操作	20 時間
作業のための装置の操作	5 時間

## 受講科目の一部免除

次の資格のある人は科目の一部が免除されます。

区分	受講の免除を受けることができる者	講習免除科目
1	建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条の 3 に規定する建設機械施工技術検定のうち、1 級の技術検定に合格した者で実地試験においてトラクター系建設機械操作施工法若しくはショベル系建設機械操作施工法を選択しなかったもの又は 2 級の技術検定で昭和 48 年建設省告示第 860 号に定められた第 4 種から第 6 種までの種別に該当するものに合格した者	学科 ・走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 ・運転に必要な一般的事項に関する知識 ・関係法令 実技 ・走行の操作
2	1 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 84 条第 3 項の大型特殊自動車免許又は同条第 4 項の大型特殊自動車第二種免許を有する者 2 道路交通法第 84 条第 3 項の大型自動車免許、中型自動車免許又は普通自動車免許を有し、かつ、令第 20 条第 12 号若しくは安衛則第 36 条第 9 号の業務のうち令別表第 7 第 1 号、第 2 号若しくは第 6 号に掲げる建設機械の運転の業務（鉱山保安法（昭和 24 年法律第 70 号）第 2 条第 2 項及び第 4 項の規定による鉱山における令別表第 7 第 1 号、第 2 号又は第 6 号に掲げる建設機械で、内燃機関を原動機として使用し、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転の業務を含む。次項において同じ。）又は令第 20 条第 14 号若しくは安衛則第 36 条第 5 号の 3 の業務に、3 月以上従事した経験を有する者 3 不整地運搬車運転技能講習を修了した者	学科 ・走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 実技 ・走行の操作
3	令第 20 条第 12 号若しくは安衛則第 36 条第 9 号の業務のうち令別表第 7 第 1 号、第 2 号若しくは第 6 号に掲げる建設機械の運転の業務又は令第 20 条第 14 号若しくは安衛則第 36 条第 5 号 3 の業務に、6 月以上従事した経験を有する者	実技 ・走行の操作
4	車両系建設機械（基礎工専用）運転技能講習を修了した者	学科 ・走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識
5	車両系建設機械（解体用）運転技能講習を修了した者	学科 ・走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 実技 ・走行の操作 ※時間短縮科目について 建災防山口県支部が実施する講習は、規程を上廻る上記講習時間で開催

## 資格証の写しを添付

○自動車免許証      ○技能講習修了証      ○特別教育修了証      ○建設機械施工技術検定合格証